

宮城県認証食品認証要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域特産品として宮城県産の良質な農林水産物を主原材料に製造された加工食品等について、認証の制度を設けることにより、県内で生産し、及び製造された食品に対する消費者の信頼を高め、その普及と需要拡大を図り、もって本県の農林畜水産業及び食品産業の振興に資することを目的とする。

(認証の対象となる食品)

第2条 この要綱において認証の対象とする食品の品目（以下「対象品目」という。）は、宮城県産の良質な農林水産物を主原料に県内で製造された加工食品のうちから、知事が選定するものとする。

(認証基準)

第3条 知事は、対象品目ごとに、製造方法、原材料、品質、表示等に関し認証に必要な基準（以下「認証基準」という。）を定めるものとする。

2 知事は、前項の認証基準を定めたときは、これを公表するものとする。

3 知事は、第1項の認証基準を定めようとするときには、その加工食品の製造者又は販売者、流通関係者、消費者、学識経験者等の意見を聴くものとする。

4 第2項の規定は、第1項の認証基準を変更し、又は廃止する場合について準用する。

(認証の申請)

第4条 認証を受けようとする者は、認証基準で定めた食品（以下「対象食品」という。）ごとに宮城県認証食品認証申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請に関し必要な事項は、別に定める。

(認証を受けることができる者)

第5条 認証を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 対象食品の製造所又は販売所を県内に有する者

(2) 対象食品の製造又は販売について法令等の規定による許可等を要する場合にあっては、その法令等の規定による許可等を受けている者

(3) 食品の製造又は販売について、法令等の規定による業務方法の改善の命令等の行政処分を受けた場合、その処分の終了の日から1年を経過した者

2 前項第3号の製造に係る規定は、県内の事業者に製造を委託している場合にあっては、その製造を受託している事業者の製造についても適用する。

3 第12条第1項（同項第1号及び第2号を除く。）の規定により認証を取り消された者は、その取消の日から2年を経過しなければ、新たな認証を受けることができない。

(認証の決定)

第6条 知事は、第4条の規定により認証の申請があったときは、その申請の内容を審査し、認証の申請に係る食品の製造及び販売等の実態調査を行い、その結果、認証基準に適合していると認めるときは、認証の決定を行い、当該申請者に宮城県認証食品認証書（様式第2号）を交付するものとする。

2 知事は、前項の規定により認証の決定をしたときは、これを公表するものとする。

(認証の有効期間)

第7条 前条第1項の規定により受けた認証の有効期間は、認証の日から3年間とする。

(認証の更新)

第8条 第6条第1項の規定により認証を受けた者（以下「認証事業者」という。）は、前条

の有効期間満了後認証の継続を希望するときは、当該有効期間の更新を申請することができる。

2 前項の規定により有効期間の更新を申請しようとする者は、その有効期間の満了の日の1月前までに、宮城県認証食品認証更新申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

3 第6条第1項及び前条の規定は、有効期間の更新に係る認証に準用する。この場合において、前条中「認証の日」とあるのは、「更新前の有効期間の満了する日の翌日」と読み替えるものとする。

（認証の変更）

第8条の2 認証事業者は、交付された認証書に記載された事項を変更しようとするときは、宮城県認証食品認証事項変更申請書（様式第1号の2）を遅滞なく知事に提出しなければならない。

2 第6条の規定は、前項の規定による申請があった場合に準用する。

（認証書の再交付）

第9条 認証事業者は、宮城県認証食品認証書を紛失し、又は破損したときは、宮城県認証食品認証書再交付申請書（様式第3号）を知事に提出し、その再交付を受けることができる。

（認証の表示）

第10条 認証事業者は、認証を受けた食品（以下「認証食品」という。）の包装容器等に認証マーク（様式第4号）を付することができる。

2 認証事業者は、第13条第1項の規定にかかわらず、認証食品を宣伝するため、認証事業者のホームページ、ちらし等に認証マークを表示しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

（変更等の届出）

第11条 認証事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、宮城県認証食品認証事項変更等届出書（様式第5号）により、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

（1） 認証を辞退しようとするとき。

（2） 認証食品の製造等を中止し、又は廃止したとき。

（3） 認証食品の包装又は容器に係るデザインを著しく変更したとき。

（4） 第8条の2第1項及び前各号に掲げる場合のほか、第4条第1項及び第8条第1項の規定による申請の内容に変更が生じたとき。

（認証の取消し）

第12条 知事は、認証事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すものとする。

（1） 第5条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当しなくなったとき。

（2） 前条第1号又は第2号の規定による届出があったとき。

（3） 食品の製造又は販売について、法令等の規定による業務方法の改善の命令等の行政処分を受けたとき。

（4） 詐欺その他不正の行為により認証を受けたとき。

（5） 認証マークを不正に使用したとき。

（6） 正当な理由なく第14条第3項の規定による実態調査及び検査を拒否したとき。

（7） 正当な理由なく第15条の規定による指示に従わないとき。

（8） 正当な理由なく第16条の規定による報告を怠ったとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、認証を取り消すべき重要な事由が生じたとき。

2 知事は、前項の規定により認証を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

(認証マークの不正使用の禁止)

第13条 認証事業者は、宮城県認証食品認証書に記載された食品以外に認証マークを付してはならない。

2 認証事業者以外の者は、認証マークを使用し、又は認証事業者である旨を表示してはならない。

3 何人も認証マークと紛らわしい表示を行ってはならない。

(認証事業者の責務)

第14条 認証事業者は、認証食品の品質を維持するため、適切な品質管理を行わなければならない。

2 認証事業者は、認証食品の品質、流通、販売過程及び認証マークの使用において事故等の問題が発生したときは、自ら対応するものとする。

3 知事は、第1項及び前項の状況を確認するため、必要があると認めるときは、認証事業者の製造所等の実態調査及び検査を行うことがある。

(改善の指示)

第15条 知事は、前条第3項の規定による実態調査及び検査の結果、認証基準に適合していないと認められるときには、認証事業者に対し是正のための必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(報告)

第16条 認証事業者は、認証マークの使用実績等について、知事に報告しなければならない。

2 認証事業者は、食品の製造又は販売について、法令等の規定による業務方法の改善の命令等の行政処分を受けた場合、その旨を速やかに知事に報告しなければならない

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年8月5日から施行する。

(宮城県特別表示食品認証要綱の廃止)

2 宮城県特別表示食品認証要綱(平成6年宮城県告示第592号)は、廃止する。

(宮城県特別表示食品認証要綱の廃止に伴う経過措置)

3 廃止前の宮城県特別表示食品認証要綱(以下「旧要綱」という。)第2条第1項の規定により定めた認証基準は、第3条第1項の規定により定めた認証基準とみなす。

4 旧要綱第5条第1項の規定により認証した食品及び認証書は、第6条第1項の規定により認証した食品及び認証書とみなす。

附 則

1 この告示は、平成20年3月25日から施行する。

2 改正後の宮城県認証食品認証要綱の第5条及び第11条の規定は、この要綱の施行の日以後にされた申請及び届出について適用し、同日前にされた申請及び届出については、なお従前の例による。